

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

南島原市(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県産業資源循環協会(以下「乙」という。)は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は南島原市内において、台風、地震等による災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分等の協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリート塊、廃木材・金属くず等のがれき類及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に掲げる業務(以下「災害廃棄物の処理等」という。)の実施について、乙に対し、その協力を要請出来るものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 災害廃棄物仮置き場の運営
- (5) 前4号に定める業務の実施に伴い必要となる業務

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

- 第5条 乙は、甲からの要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等において周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。
 - 3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

(情報の共有)

- 第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、その協力が可能な会員の状況を、甲に対し、報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、

甲に対し、報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては南島原市環境水道部環境課とし、乙においては一般社団法人長崎県産業資源循環協会事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年12月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

甲 長崎県南島原市西有家町里坊 96 番地 2

南島原市長

松本政博



乙 長崎県長崎市魚の町 1 番 23 号

一般社団法人 長崎県産業資源循環協会

会長

吉村純男

